

銚子市水道ビジョン策定等支援業務委託仕様書

1 業務の目的

銚子市水道事業では、将来にわたって安定的に事業を継続していくために中長期的な視点に立った経営の基本計画となる「銚子市水道ビジョン」（平成 23 年 3 月策定）を策定しており、これを受ける中長期的な経営計画である「銚子市水道事業経営戦略」（令和元年 3 月策定）を令和 8 年 3 月に改定した。

本業務は、既存のアセットマネジメント計画の見直しや各種計画を再度精査した上で、必要な現状把握、分析及び将来予測等を行い、限られた財源の中で持続可能な事業の実現を図るための計画策定を行うものである。

策定にあたっては、適正な水道料金水準を確保するため料金改定の検討を併せて行うとともに「銚子市水道ビジョン」及び「銚子市水道事業経営戦略」の内容を一本化し、両計画の整合性を図るものとする。

2 業務名

銚子市水道ビジョン策定等支援業務

3 業務委託期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 25 日まで

4 計画期間

令和 10 年度～令和 19 年度までの 10 年間

5 委託内容

- (1) アセットマネジメント計画の見直し
- (2) 水道ビジョン及び経営戦略策定業務
- (3) 水道料金改定の検討

6 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、委託者の契約約款の定めるもののほか、下記の書類を提出すること。なお、承諾された事項を変更しようとする時は、委託者の承諾を受けなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 管理技術者・照査技術者・担当技術者の選任届
- (4) 業務経歴書及び資格証明書

- (5) 業務計画書
- (6) 成果品
- (7) 業務完了届
- (8) その他委託者が指示する書類

7 業務内容

(1) アセットマネジメント計画の見直し

ア 資産の現状・将来見通しの把握

現有施設の耐震化状況、老朽度等について整理し現況の問題点を整理する。更新費用の算定期間は、令和10年度から令和59年度の50年間とし、設定した更新基準に基づき、将来の更新需要を算定する。更新需要の算出に当たっては、水道法施行規則第17条の4第3項の規定により、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮するものとし、具体的な算出方法については委託者と協議の上、決定することとする。

イ アセットマネジメント計画の策定（管路を含む全体）

検討結果を取りまとめて、アセットマネジメント計画及び概要版を作成する。なお、アセットマネジメント計画の検討レベルは「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（令和8年4月改定）を踏まえて以下のとおりとする。

- ・更新需要見通しの検討手法－タイプ4（詳細型）
- ・財政収支見通しの検討手法－タイプD（詳細型）

(2) 水道ビジョン及び経営戦略策定業務

ア 水道事業の現状評価・課題

各種の業務指標等による最新の実績値を整理し、施設状況、維持管理体制及び経営状況の観点から現況を分析して本市水道事業における課題を抽出し、それぞれの課題解決を図るための基本方針を設定する。また、県内及び同規模の水道事業者の状況等を整理し、比較分析を行う。

イ 将来の事業環境

外部環境の変化（人口減少、将来の水需要を踏まえた施設能力、水源の特性等）及び内部環境の変化（施設の老朽化、資金の確保、職員数の減少等）を整理し、想定される将来の事業環境を設定する。

ウ 地域の水道の理想像と目標設定

本市水道事業の現状に対する課題・将来見通しの検証結果を踏まえつつ、理想像と、理想像を具現化するための目標設定を行う。

エ 推進する実現方策

方策の推進に当たっては、「水道事業の現状評価・課題」や「将来の事業環境」を踏まえ、「持続」「安全」「強靱」の観点から課題解決のための基本的な取組みを整理し、水需要の計画、施設等の整備方針、財政計画、新たな技術の導入など取り組むことが適切であると判断される内容を検討する。

オ 投資・財政計画

将来的な水需要や施設・設備・管路に関する投資の見通しを試算した計画（投資計画）と財源の見通しを試算した計画（財政計画）を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で「投資・財政計画」の見直しを図る。その際、総務省「経営戦略策定・改定マニュアル」（令和４年１月改定）にて求められている原価計算表も作成すること。

収支見通しの期間は今後１０年間とし、算定にあたっては経営戦略策定・改定マニュアルを参考として、アセットマネジメント計画と整合を図ることとする。

カ 検討の進め方とフォローアップ

水道ビジョンに掲げる実現方策等を着実に推進する体制の構築に向けて、進捗管理の方法について検討する。

キ 取りまとめ

前項までの検討結果をとりまとめ、水道ビジョン（案）（経営戦略を含む）を作成する。なお、公表資料とすることを踏まえ、住民にとって分かりやすくなるように取りまとめる。また、その概要版も併せて作成する。

（３）水道料金改定の検討

水道事業経営及び料金の状況について、最近の決算状況及び料金関係資料をもとに分析、課題の整理を行うとともに「投資計画」及び「財政計画」における収支均衡に向けて、水道料金の改定を次のとおり検討する。また、県内及び同規模の他都市の状況等を整理し、比較分析を行う。

ア 料金体系の検討

本市水道事業の料金体系を整理し、用途別や口径別使用量、その経年変化等について取りまとめを行い、将来的な水需要（給水量）を分析したうえで需要者間の負担の公平に配慮した料金体系の提案を行う。

イ 改定率の検討

投資・財政計画に基づき、料金改定率を複数パターン試算する。

ウ 「水道料金算定要領（日本水道協会）」に基づき、料金算定期間の費用を性質別に算定し部門別に集計整理することにより、事業運営に必要な費用と料金収入との乖離状況を整理する。なお、料金算定期間は３年～５年程度とするが、委

託者と協議により決定する。

8 年度ごとの予定する業務

(1) 令和8年度

ア アセットマネジメント計画の見直し

(ア)資産の現状・将来見通しの把握

(イ)更新需要の算定、検討

(ウ)財政収支見通しの検討

イ 経営戦略の改定

(ア)基本方針の検討

(イ)投資財政計画の作成

(2) 令和9年度

ア アセットマネジメント計画の見直し

(ア)更新需要の算定、検討

(イ)財政収支見通しの検討、見直し

(ウ)妥当性の確認、改善方策の検討

(エ)とりまとめ

イ 経営戦略の改定

(ア)事業概要の整理

(イ)投資財政計画の作成

(ウ)その他事項の整理

(エ)とりまとめ

ウ 水道ビジョンの策定

エ 水道料金改定の検討

9 成果品

(1) 受託者は、成果品完成後に委託者の審査を受けなければならない。

(2) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、委託者の検査員の検査の合格をもって、業務の完了とする。

(3) 業務完了後において、成果品の不的確箇所等が発見された場合、受託者はすみやかに訂正、補足、その他の必要な措置を講じなければならない。

(4) 本業務における成果品は以下のとおりとする。なお、受託者は作成にあたり編集方法など詳細についてあらかじめ委託者と協議すること。

ア 水道ビジョン（経営戦略含む）	A4版	50部
イ 水道ビジョン概要版	A4版	50部
ウ アセットマネジメント計画	A4版	20部

エ	アセットマネジメント計画概要版	A 4 版	2 0 部
オ	水道料金体系案		1 0 部
カ	上記成果品の電子データ		一式
キ	業務報告書	A 4 版	3 部

10 技術者の配置

- (1) 受託者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって秩序正しく業務を行わせること。管理技術者及び照査技術者については、本業務の特質を考慮し、公営企業会計について専門的知識を有する技術者を配置すること。
- (2) 管理技術者は、直接雇用する公認会計士（総務省・地方公共団体金融機構 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業に登録されているアドバイザー）または技術士（上下水道部門（上水道及び工業用水道））の資格を有するものを配置すること。
- (3) 照査技術者は、直接雇用する公認会計士（総務省・地方公共団体金融機構 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業に登録されているアドバイザー）または技術士（上下水道部門（上水道及び工業用水道））の資格を有するものを配置すること。
- (4) 管理技術者及び照査技術者とは別に、本業務の担当技術者として、直接雇用する公認会計士（総務省・地方公共団体金融機構 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業に登録されているアドバイザー）及び技術士（上下水道部門（上水道及び工業用水道））の資格を有するものをそれぞれ配置すること。
- (5) 管理技術者、照査技術者は「水道事業ビジョン」、「経営戦略」又は「アセットマネジメント計画」いずれかの策定・改定支援業務及び水道料金改定支援業務に従事した実績を有するものを配置すること。

11 資料の収集及び貸与

業務の実施に当たり、必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うが、委託者が保有する資料で必要なものがあるときは、受託者の依頼に基づき委託者が貸与する。受託者は、貸与を受けた資料のリストを提出し、貸与資料については、破損、滅失等の無いように慎重に取り扱うものとする。貸与資料は、業務完了後速やかに委託者へ返却すること。

12 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合には、その文献、資料名を明記すること。

13 準拠すべき法令等

受託者は、業務実施にあたり水道事業及び地方公営企業に関する法令、図書、総務省及び国土交通省通知等に準拠して行うこと。業務期間中に法令の改定や新たな通知がなされた場合はそれに準拠すること。

14 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。なお、本業務は令和8年度と令和9年度の2会計年度にわたる業務であり、令和8年度中に完了した部分について検査を行い、検査に合格をしたものは支払を認める。

15 守秘義務

受託者は、本業務で知り得た全ての事項について、第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後においても同様とする。

16 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、委託者及び受託者が協議して定めることとする。